



# 指名停止処分について

## 1 趣旨

公正取引委員会は、下記の2事案について、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、該当業者に対して、事案①については平成28年9月6日に、事案②については平成28年9月21日に、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。

このことは、坂出市建設工事指名停止等措置要領別表第13号（独占禁止法違反行為）に該当するので、同要領第1条に基づき、指名停止を行う。

<事案①>東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事に係る入札

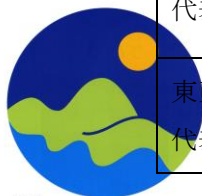
該当業者：奥村組土木興業(株)、鹿島道路(株)、世紀東急工業(株)

<事案②>東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事に係る入札

該当業者：鹿島道路(株)、世紀東急工業(株)、前田道路(株)、東亜道路工業(株)、大林道路(株)、日本道路(株)

## 2 指名停止業者・所在地・指名停止期間

業 者 名	所 在 地	指名停止期間
奥村組土木興業株式会社 代表取締役 奥村 安正	大阪府大阪市 港区三先1-11-18	平成28年10月24日 ～平成29年4月23日（6か月間）
鹿島道路株式会社 代表取締役 増永 修平	東京都文京区 後楽1-7-27	平成28年10月24日 ～平成29年4月23日（6か月間）
世紀東急工業株式会社 代表取締役 佐藤 俊昭	東京都港区 芝公園2-9-3	平成28年10月24日 ～平成29年4月23日（6か月間）
前田道路株式会社 代表取締役 今枝 良三	東京都品川区大崎 1-11-3	平成28年10月24日 ～平成29年5月23日（6か月間＋ 残存期間）
東亜道路工業株式会社 代表取締役 新谷 章	東京都港区六本木 7-3-7	平成28年10月24日 ～平成29年4月23日（6か月間）





大林道路株式会社 代表取締役 長谷川 仁	東京都千代田区 猿楽町2-8-8	平成28年10月24日 ～平成29年2月22日(3か月間+ 残存期間)
日本道路株式会社 代表取締役 山口 宣男	東京都港区 新橋1-6-5	平成28年10月24日 ～平成29年1月23日(3か月間)

※前田道路(株)、大林道路(株)について

上記の2社は事案①について平成28年2月29日に公正取引委員会から刑事告発されたことにより、現在指名停止期間中(平成28年3月23日～平成28年11月22日)であるため、指名停止措置要領第3条第6項に基づき、本件に係る指名停止期間にその残存期間を加算している。

【担当課】

坂出市 総務部 総務課 契約係

担当者 福家 浩文

TEL 0877-44-5002 (内線 143)

FAX 0877-46-4056

